

整理番号 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤ 広報費
	【経常的経費】
	⑥ 人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年1月4日	支出額	55000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	あさのみ事務所ホームページ管理・保守業務(12月分)
-----	----------------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ホームページ管理・保守業務のため、振込実施 別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込受付書

作成日時 2023年01月10日 17:25

以下の内容で受付いたしました。

出金口座	██████████
	普通 ██████████
依頼人名	アサノメジムシヨ
振込先	████████████████████
	████████████████████
振込実施日	2023年01月04日
振込金額	55,000 円
振込手数料	0 円
合計出金金額	55,000 円

受付日時	2022年12月27日 15:37
ステータス	振込完了

※振込内容の入力相違があると、振込先金融機関での入金遅延もしくは入金できずに資金が返却される場合があります。
 ※領収書ではありませんのでご注意ください。

御 請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

御中

下記の通りご請求申し上げます

No.5

2022年12月30日

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
TEL : [REDACTED]
MAIL: [REDACTED]

ご請求金額

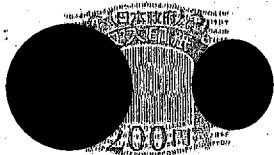
¥ 55,000

商品名	数量	単価	金額
ホームページの管理・保守	1	55,000	55,000

お振込先

[REDACTED]
[REDACTED]

備考



業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所 浅野目 義英 (以下「甲」という) と、受託者 XXXXXXXXXX (以下「乙」という) とは、甲が乙に対し、甲のホームページの管理・保守業務を委託することに合意し、本業務委託契約を締結する。

契約事項	契約の種類	ホームページの管理・保守業務委託契約
	業務の範囲	1. ホームページの管理・保守に関する業務 (1) ホームページの作成・更新等に関する相談・助言 (2) ホームページへの甲の意見の反映 (3) ホームページの作成・更新・管理・保守 (4) その他、ホームページの管理に付随する業務全般
	契約の期間	令和4年8月1日～令和5年3月31日
	報酬額及び支払方法	月額55,000円 銀行振込 ※当月月末までに乙指定の口座に振り込むものとする。
	その他の事項	甲から乙への連絡は、原則として甲自身又は甲の担当者より行うものとし、乙は甲から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。その他の問い合わせについても、乙は甲の確認が取れてから対応します。

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を標記表(契約事項)のとおりとして、甲より乙に業務を委託し、乙はこれを受託します。

第2章 契約期間

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記表(契約事項)のとおりとします。

(契約の変更)

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容の変更を申し出ることができます。

(契約の更新)

第4条 契約終了日の1カ月前までに甲、乙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、この契約は1年間更新されたものとし、その後も同様とします。
甲、乙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合も、原則として変更予定月の1カ月前に行うものとします。

(契約の解除)

第5条 甲、乙双方は、以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為をしたとき
- (2) 本契約に違反したとき
- (3) 正当な理由なく委託業務が行われないとき
- (4) 連絡がとれない、必要な資料が提出されない等の理由で、業務が著しく滞るとき
- (5) 甲または乙の信用を傷つけたとき、又は不利益をもたらしたとき
- (6) 支払いが停止したとき、又は手形交換所の不渡処分があったとき
- (7) 差押え、競売、強制執行等公権力の処分を受けたとき
- (8) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがなされ、認められたとき
- (9) 信頼関係を築けないとき、または信頼関係に大きな不安が生じたとき

第3章 報酬額・業務委託料

(業務委託料・報酬額)

第6条 業務委託料・報酬額は、標記表（契約事項）記載のとおりとします。ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議の上、業務委託料・報酬額を変更できます。

(途中解約の場合の報酬)

第7条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求するものとします。また、解約予告期間が1カ月に満たない場合は、甲は当該不足期間分の支払いを要します。なお、乙が契約時に受領した着手料等は返還しません。

(費用負担)

第8条 委託業務遂行に必要な費用は、原則として乙の負担とします。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とします。

(出張旅費及び日当)

第9条 業務に伴い遠方への出張や宿泊を要する場合には、協議の上、第6条の報酬の他に、別途費用等が発生することがあります。

(支払方法)

第10条 原則として、乙は毎月20日までに当月分の請求書を送付しますので、甲はその請求額をその月の末日までに乙の指定する口座に振り込むものとし、その際の振込手数料は甲の負担とします。振り込みが確認させた後、乙は甲に対し、領収書を発行します。

なお、期日までに振り込まれない場合は、乙は振込みが確認できるまで、その後の業務を行いません。

第4章 資料の提示及び瑕疵責任

(資料の提示・瑕疵責任)

第11条 乙が業務処理に必要とする情報、データ、資料等は、甲の責任と費用負担において甲が提示（提供）するものとします。ただし、これらの資料の不備に起因して生じた委託業務の瑕疵については、甲の責任とします。

(業務の庇護等)

第12条 業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙は誠意をもって解決に努めるものとします。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙に故意又は重大な過失があった場合、乙はその責任を免れません。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第13条 乙は、業務上入手した甲に関する情報に関し、本契約終了後も第三者(家族、知人を含む)に漏洩してはなりません。

(個人情報の保護)

第14条 乙が業務の遂行に際して甲関係者の個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報を機密として保持し、第三者に開示・遺漏したり、委託業務以外の目的で利用したりできません。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の合理的措置を講じます。

- (1) 甲及びその関係者の個人情報を上記「契約事項」に記載した業務以外に使用しない。
- (2) 前号に規定した利用目的に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わない。
- (3) 甲及びその関係者の個人情報について、第三者に洩らさないよう情報管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、本人に対し一定の保有情報を開示する。
- (5) 乙は受託した業務の第三者への再委託は行わない。ただし、その必要性が生じたときで、甲と協議の上承認を得た場合は、この限りではない。この場合、本条はその再委託先にも適用する。
- (6) 甲は、個人情報保護法第22条における、甲が行う乙に対する必要かつ適切な監督を行うことがある。

(成果物の現状変更及び譲渡禁止)

第15条 甲は、乙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物(最終成果物だけでなく、途中で作成された一切のものを含む)を変更し、又は第三者に譲渡してはなりません。

(成果物の権利の帰属)

第16条 無体財産権（著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第23条、第26条の3を除く）の権利は乙に帰属します。

第6章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはなりません。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではありません。

(協議解決)

第18条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第19条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

以上

令和 4年 8月 1日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番2号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地
事務所名

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤ 広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年/月/13日	支出額	520 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	郵送費 (あまのたまご県議会 冊子送付)
----	----------------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

領収書

様

郵送送付代
あまのたまご県議会
全報告冊子郵送

[販売]
レターパックプラス (520円)
520円 1枚 ¥520

小計 ¥520

課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥520

合計 ¥520
お預り金額 ¥520



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年1月13日 9:37
発行No. 230113J6418 端N17箱01
連絡先: 北浦和二郵便局
TEL: 048-832-0988

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	27
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年/月/8日	支出額	2,700 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	第22回 あたみ県政報告会参加申込書印刷代		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
----------------	-----------

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

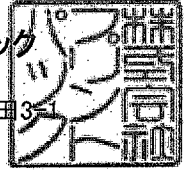
領収書

2023年01月18日

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中 浅野目義英 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 8,700円 (税込)

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC32661737	品名：あさのめ県政報告会 参加申込書 A4 / 片面スミ1色 / 上質紙90 / 4,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	8,700	8,700
合 計				8,700

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっても、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

整理番号	35
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 ⑧:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5年1月23日	支出額	26,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	「あすのめ全報告」の意見3十印刷代
----	-------------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

領 収 証

領収書NO.A155181223231

日付 2023年1月23日

CODE: XXXXXXXXXX


浅野目義英様

¥26,400-

但し 上記正に領収いたしました

備考 請求No. 10 -9303 「あさのめ全報告」ご意見シート

■入金種別 ●現金 ○小切手 ○手形 ○相殺 ○切手 ○振込(振込金額) 振込手数料他)

内 訳		取扱者印
課税対象金額	¥24,000	
課税対象外等		
消費税(10%)	¥2,400	

関東図書

代表取締役

さいたま市南区別所

電話048-862-1901

(担当者名:編集 XXXXXXXXXX)

謹啓 金木犀の甘い香りがただよう季節となりました。

如何お過ごしでございましょうか。

常日頃、大変お世話になり、誠にありがとうございます。

早いもので、選挙で与えて頂いた、私の四年間の任期も間も無く終えようとしています。

今までもそうでしたが、活動をまとめた「あさのめ全報告」を刊行し、

ここにお送り申し上げました。

皆さまのお声を賜り、活動してきた成果でございませう。

下の「ご意見シート」などで、ご意見など頂けますのならば、この上ない嬉しさでございませう。

また、11月25日（金）15時から埼玉会館にて開催いたします「あさのめ県政報告会」の参加申込書も同封申し上げました。

皆さまとお会いできますこと、心待ちにしております。

季節はゆっくりと冬に向かいます。

ご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げております。

謹白

浅野目 義英（埼玉県議会議員）

「あさのめ全報告」ご意見シート

FAX 048-762-7144

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 2-3-2 あさのめ事務所

urawajimu@asanome.com

ご住所	〒		
ご芳名	お電話	-	-
メール	FAX	-	-

整理番号

36

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年1月23日	支出額	31,350 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	第21回 「あすのめ県政推進会」参加申込書印刷代		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

領 収 証

領収書NO. A155181223232

日付 2023年1月23日

CODE

浅野目義英様

¥31,350 -

但し 上記正に領収いたしました

備考 請求No. 10 -9305 「あさのめ県政報告会」参加申込書

入金種別 現金 小切手 手形 相殺 切手 振込(振込金額 振込手数料他)

内 訳		取扱者印
課税対象金額	¥28,500	
課税対象外等		
消費税(10%)	¥2,850	

関東図書
代表取締役 岩瀬 均
さいたま市南区別荘3-11-0
電話048-862-2901

(担当署名:編集)


整理番号 43

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年/月30日	支出額	370 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	郵送費 (あいのめ埼玉県議会報告用子送付)
-----	-----------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英																								
領収書																									
様																									
郵送送付代																									
あいのめ埼玉県議会 全報告用子郵送																									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">[販売]</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>レターパックライト (370円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">370円 1枚</td> <td style="text-align: right;">¥370</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">¥370</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>課税計 (10%)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td style="text-align: right;">¥370</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">¥370</td> </tr> <tr> <td>お預り金額</td> <td style="text-align: right;">¥370</td> </tr> </table>		[販売]		レターパックライト (370円)		370円 1枚	¥370	<hr/>		小 計	¥370	<hr/>		課税計 (10%)	¥0	(内消費税等)	¥0	非課税計	¥370	<hr/>		合計	¥370	お預り金額	¥370
[販売]																									
レターパックライト (370円)																									
370円 1枚	¥370																								
<hr/>																									
小 計	¥370																								
<hr/>																									
課税計 (10%)	¥0																								
(内消費税等)	¥0																								
非課税計	¥370																								
<hr/>																									
合計	¥370																								
お預り金額	¥370																								
																									
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2023年 1月30日 12:55 発行No. 230130J6939 端N17箱01 連絡先: 北浦和二郵便局 TEL: 048-832-0988																									
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)																									
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。																									

整理番号 48

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年/月3/日	支出額	55,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	あすのめ事務所ホームページ管理・保守業務(1月分)
-----	---------------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

ホームページ管理・保守業務のりめ 振込実施印の良添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込受付書

作成日時 2023年01月31日 14:00

以下の内容で受付いたしました。

出金口座	██████████
	普通 ██████████
依頼人名	アサノメジムシヨ
振込先	████████████████████
	████████████████████
振込実施日	2023年01月31日
振込金額	55,000 円
振込手数料	0 円
合計出金金額	55,000 円

受付日時	2023年01月27日 13:42
ステータス	振込完了

※振込内容の入力相違があると、振込先金融機関での入金遅延もしくは入金できずに資金が返却される場合があります。
 ※領収書ではありませんのでご注意ください。

御 請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

御中

下記の通りご請求申し上げます

No.6

2023年1月31日

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
TEL : [REDACTED]
MAIL: [REDACTED]

ご請求金額

¥ 55,000

商品名	数量	単価	金額
ホームページの管理・保守	1	55,000	55,000

お振込先

[REDACTED]
[REDACTED]

備考

[REDACTED]

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所 浅野目 義英（以下「甲」という）と、受託者 [REDACTED]（以下「乙」という）とは、甲が乙に対し、甲のホームページの管理・保守業務を委託することに合意し、本業務委託契約を締結する。

契 約 事 項	契約の種類	ホームページの管理・保守業務委託契約
	業務の範囲	1. ホームページの管理・保守に関する業務 (1) ホームページの作成・更新等に関する相談・助言 (2) ホームページへの甲の意見の反映 (3) ホームページの作成・更新・管理・保守 (4) その他、ホームページの管理に付随する業務全般
	契約の期間	令和4年8月1日～令和5年3月31日
	報酬額及び 支払方法	月額55,000円 銀行振込 ※当月月末までに乙指定の口座に振り込むものとする。
	その他の 事項	甲から乙への連絡は、原則として甲自身又は甲の担当者より行うものとし、乙は甲から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。その他の問い合わせについても、乙は甲の確認が取れてから対応します。

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を標記表(契約事項)のとおりとして、甲より乙に業務を委託し、乙はこれを受託します。

第2章 契約期間

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記表(契約事項)のとおりとします。

(契約の変更)

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容の変更を申し出ることができます。

(契約の更新)

第4条 契約終了日の1カ月前までに甲、乙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、この契約は1年間更新されたものとし、その後も同様とします。甲、乙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合も、原則として変更予定月の1カ月前に行うものとします。

(契約の解除)

第5条 甲、乙双方は、以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為をしたとき
- (2) 本契約に違反したとき
- (3) 正当な理由なく委託業務が行われないうとき
- (4) 連絡がとれない、必要な資料が提出されない等の理由で、業務が著しく滞るとき
- (5) 甲または乙の信用を傷つけたとき、又は不利益をもたらしたとき
- (6) 支払いが停止したとき、又は手形交換所の不渡処分があったとき
- (7) 差押え、競売、強制執行等公権力の処分を受けたとき
- (8) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがなされ、認められたとき
- (9) 信頼関係を築けないとき、または信頼関係に大きな不安が生じたとき

第3章 報酬額・業務委託料

(業務委託料・報酬額)

第6条 業務委託料・報酬額は、標記表(契約事項)記載のとおりとします。ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議の上、業務委託料・報酬額を変更できます。

(途中解約の場合の報酬)

第7条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求するものとします。また、解約予告期間が1カ月に満たない場合は、甲は当該不足期間分の支払いを要します。なお、乙が契約時に受領した着手料等は返還しません。

(費用負担)

第8条 委託業務遂行に必要な費用は、原則として乙の負担とします。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とします。

(出張旅費及び日当)

第9条 業務に伴い遠方へのお出張や宿泊を要する場合には、協議の上、第6条の報酬の他に、別途費用等が発生することがあります。

(支払方法)

第10条 原則として、乙は毎月20日までに当月分の請求書を送付しますので、甲はその請求額をその月の末日までに乙の指定する口座に振り込むものとし、その際の振込手数料は甲の負担とします。振り込みが確認させた後、乙は甲に対し、領収書を発行します。

なお、期日までに振り込まれない場合は、乙は振込みが確認できるまで、その後の業務を行いません。

第4章 資料の提示及び瑕疵責任

(資料の提示・瑕疵責任)

第11条 乙が業務処理に必要とする情報、データ、資料等は、甲の責任と費用負担において甲が提示(提供)するものとします。ただし、これらの資料の不備に起因して生じた委託業務の瑕疵については、甲の責任とします。

(業務の庇護等)

第12条 業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙は誠意をもって解決に努めるものとします。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙に故意又は重大な過失があった場合、乙はその責任を免れません。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第13条 乙は、業務上入手した甲に関する情報に関し、本契約終了後も第三者(家族、知人を含む)に漏洩してはなりません。

(個人情報の保護)

第14条 乙が業務の遂行に際して甲関係者の個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報を機密として保持し、第三者に開示・遺漏したり、委託業務以外の目的で利用したりできません。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の合理的措置を講じます。

- (1) 甲及びその関係者の個人情報を上記「契約事項」に記載した業務以外に使用しない。
- (2) 前号に規定した利用目的に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わない。
- (3) 甲及びその関係者の個人情報について、第三者に洩らさないよう情報管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、本人に対し一定の保有情報を開示する。
- (5) 乙は受託した業務の第三者への再委託は行わない。ただし、その必要性が生じたときで、甲と協議の上承認を得た場合は、この限りではない。この場合、本条はその再委託先にも適用する。
- (6) 甲は、個人情報保護法第22条における、甲が行う乙に対する必要かつ適切な監督を行うことがある。

(成果物の現状変更及び譲渡禁止)

第15条 甲は、乙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物(最終成果物だけでなく、途中で作成された一切のものを含む)を変更し、又は第三者に譲渡してはなりません。

(成果物の権利の帰属)

第16条 無体財産権(著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第23条、第26条の3を除く)の権利は乙に帰属します。

第6章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはなりません。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではありません。

(協議解決)

第18条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第19条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

以上

令和 4年 8月 1日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番2号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地
事務所名

整理番号

31

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤ 広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	5年2月14日	支出額	6512 ⁴⁸⁸⁴ 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small>
使途	ベニヤ購入費 (75%)		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ポスター掲示用)

$$6512 \times 0.75 = 4884$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



領 収 証

さいたま新都心店 TEL: 048-815-6211
アーケランズ株式会社
登録番号 T4110001013829

2023年 2月14日 (火) 11:22

0002 77777777 3X6 4
2927974384005
¥1,480 4個 ¥5,920

小計	4点	¥5,920
(外税10.0%対象額		¥5,920)
10.0% 消費税等		¥592
外税額計		¥592

現計	¥6,512
お預り	¥10,000
お釣り	¥3,488

返品は必ずレシートをお持ちになり
1週間以内でお願いします。レシー
トなしの返品はお時間が掛ります。



キャッシュ
R0022-#6478





領 収 証

さいたま新都心店TEL:048-815-6211
アーケランズ株式会社
登録番号 T4110001013829

2023年 2月14日 (火) 11:34

2208 木材カット料		
¥50 2個		¥100
小計	2点	¥100
(外税10.0%対象額		¥100)
10.0%消費税等		¥10
外税額計		¥10
<hr/>		
現計		¥110
お預り		¥110
お釣り		¥0

返品は必ずレシートをお持ちになり
1週間以内でお願いします。レシー
トなしの返品はお時間が掛ります。



キャリヤ
R0022-#6481



整理番号 39

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 (5) 広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年2月14日	支出額	932×0.75=699 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	布ライナー購入費 (75%)
----	----------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ポスター掲示のため



領 収 証

さいたま新都心店 TEL:048-815-6211
 アークラシズ株式会社
 登録番号 T4110001013829

2023年 2月14日 (火) 11:31

0036 布ライナー 買 ¥848
 4961068101305

小計 1点 ¥848
 (外税10.0%対象額 ¥848)
 10.0%消費税等 ¥84
 外税額計 ¥84

現計 ¥932
 お預り ¥1,002
 お釣り ¥70

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足り
 こと。(別紙には整理番号)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 56

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(該当する経費の番号を○で囲む)

支出年月日	5年2月26日	支出額	2800円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	針ヶ谷自治会館 使用料
----	-------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

目的 針ヶ谷地区あいのめ県政報告会のため

領収証 大野日 様 No. _____

金額	2800
----	------

内訳	現金	但	会館使用料金
小切手	手形		
消費税額等(%)			
消費税額等(%)			

5年2月26日 上記正に領収いたしました

針ヶ谷自治会館
管理運営委員会



登録番号

6F1622

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 63

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(Note: ⑥ and ⑦ are circled in the original image)

支出年月日	5年2月28日	支出額	55000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	あすのめ事務所ホームページ管理・保守業務(2月分)
-----	---------------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ホームページ^{管理}保守業務のため 別添(振込実施)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込受付書

作成日時 2023年02月28日 13:04

以下の内容で受付いたしました。

出金口座	[REDACTED]
	普通 [REDACTED]
依頼人名	アサノメジムシヨ
振込先	[REDACTED]
	[REDACTED]
振込実施日	2023年02月28日
振込金額	55,000 円
振込手数料	0 円
合計出金金額	55,000 円

受付日時	2023年02月24日 11:45
ステータス	振込完了

※振込内容の入力相違があると、振込先金融機関での入金遅延もしくは入金できずに資金が返却される場合があります。
 ※領収書ではありませんのでご注意ください。

御 請 求 書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

御中

下記の通りご請求申し上げます

No.7

2023年2月28日

〒[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
TEL : [REDACTED]
MAIL : [REDACTED]

ご請求金額

¥ 55,000

商品名	数量	単価	金額
ホームページの管理・保守	1	55,000	55,000

お振込先

[REDACTED]
[REDACTED]

備考

[REDACTED]

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所 浅野目 義英 (以下「甲」という) と、受託者 [REDACTED] (以下「乙」という) とは、甲が乙に対し、甲のホームページの管理・保守業務を委託することに合意し、本業務委託契約を締結する。

契約事項	契約の種類	ホームページの管理・保守業務委託契約
	業務の範囲	1. ホームページの管理・保守に関する業務 (1) ホームページの作成・更新等に関する相談・助言 (2) ホームページへの甲の意見の反映 (3) ホームページの作成・更新・管理・保守 (4) その他、ホームページの管理に付随する業務全般
	契約の期間	令和4年8月1日～令和5年3月31日
	報酬額及び支払方法	月額55,000円 銀行振込 ※当月月末までに乙指定の口座に振り込むものとする。
	その他の事項	甲から乙への連絡は、原則として甲自身又は甲の担当者より行うものとし、乙は甲から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。その他の問い合わせについても、乙は甲の確認が取れてから対応します。

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を標記表(契約事項)のとおりとして、甲より乙に業務を委託し、乙はこれを受託します。

第2章 契約期間

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記表(契約事項)のとおりとします。

(契約の変更)

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容の変更を申し出ることができます。

(契約の更新)

第4条 契約終了日の1カ月前までに甲、乙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、この契約は1年間更新されたものとし、その後も同様とします。
甲、乙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合も、原則として変更予定月の1カ月前に行うものとします。

(契約の解除)

第5条 甲、乙双方は、以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為をしたとき
- (2) 本契約に違反したとき
- (3) 正当な理由なく委託業務が行われないとき
- (4) 連絡がとれない、必要な資料が提出されない等の理由で、業務が著しく滞るとき
- (5) 甲または乙の信用を傷つけたとき、又は不利益をもたらしたとき
- (6) 支払いが停止したとき、又は手形交換所の不渡処分があったとき
- (7) 差押え、競売、強制執行等公権力の処分を受けたとき
- (8) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがなされ、認められたとき
- (9) 信頼関係を築けないとき、または信頼関係に大きな不安が生じたとき

第3章 報酬額・業務委託料

(業務委託料・報酬額)

第6条 業務委託料・報酬額は、標記表(契約事項)記載のとおりとします。ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議の上、業務委託料・報酬額を変更できます。

(途中解約の場合の報酬)

第7条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求するものとします。また、解約予告期間が1カ月に満たない場合は、甲は当該不足期間分の支払いを要します。なお、乙が契約時に受領した着手料等は返還しません。

(費用負担)

第8条 委託業務遂行に必要な費用は、原則として乙の負担とします。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とします。

(出張旅費及び日当)

第9条 業務に伴い遠方への出張や宿泊を要する場合には、協議の上、第6条の報酬の他に、別途費用等が発生することがあります。

(支払方法)

第10条 原則として、乙は毎月20日までに当月分の請求書を送付しますので、甲はその請求額をその月の末日までに乙の指定する口座に振り込むものとし、その際の振込手数料は甲の負担とします。振り込みが確認させた後、乙は甲に対し、領収書を発行します。

なお、期日までに振り込まれない場合は、乙は振込みが確認できるまで、その後の業務を行いません。

第4章 資料の提示及び瑕疵責任

(資料の提示・瑕疵責任)

第11条 乙が業務処理に必要とする情報、データ、資料等は、甲の責任と費用負担において甲が提示(提供)するものとします。ただし、これらの資料の不備に起因して生じた委託業務の瑕疵については、甲の責任とします。

(業務の庇護等)

第12条 業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙は誠意をもって解決に努めるものとします。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙に故意又は重大な過失があった場合、乙はその責任を免れません。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第13条 乙は、業務上入手した甲に関する情報に関し、本契約終了後も第三者（家族、知人を含む）に漏洩してはなりません。

(個人情報の保護)

第14条 乙が業務の遂行に際して甲関係者の個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報を機密として保持し、第三者に開示・遺漏したり、委託業務以外の目的で利用したりできません。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の合理的措置を講じます。

- (1) 甲及びその関係者の個人情報を上記「契約事項」に記載した業務以外に使用しない。
- (2) 前号に規定した利用目的に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わない。
- (3) 甲及びその関係者の個人情報について、第三者に洩らさないよう情報管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、本人に対し一定の保有情報を開示する。
- (5) 乙は受託した業務の第三者への再委託は行わない。ただし、その必要性が生じたときで、甲と協議の上承認を得た場合は、この限りではない。この場合、本条はその再委託先にも適用する。
- (6) 甲は、個人情報保護法第22条における、甲が行う乙に対する必要かつ適切な監督を行うことがある。

(成果物の現状変更及び譲渡禁止)

第15条 甲は、乙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物（最終成果物だけでなく、途中で作成された一切のものを含む）を変更し、又は第三者に譲渡してはなりません。

(成果物の権利の帰属)

第16条 無体財産権(著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第23条、第26条の3を除く)の権利は乙に帰属します。

第6章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはなりません。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではありません。

(協議解決)

第18条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第19条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

以上

令和 4年 8月 1日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番2号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 [REDACTED]
[REDACTED]
事務所名 [REDACTED]

整理番号	Z
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤ 広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	5年3月1日	支出額	3,780円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使途	「たのめ県政報告会」参加申込書送付
----	-------------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

領収書

様

②84円×45人
= 3,780

[販売]	
84円普通切手	
84円 45枚	¥3,780
小計	¥3,780
課税計(10%)	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥3,780
合計	¥3,780
お預り金額	¥5,000
おつり	¥1,220



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2023年3月1日 9:33
 発行No. 230301J7561 端N17箱01
 連絡先: 北浦和二郵便局

※ 領収書は重宝
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 10

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤ 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年3月6日	支出額	20,240 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 「あさのめ新聞 77号」ホスティング委託金

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ホスティング 18,000
消費税 1,800

合計 19,800
振込手数料 440

合計 20,240

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**
取扱店	お取引日	時刻
25806	05-03-06	10:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥19,800	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引場金内訳 (C認証)		
お振込明細またはご案内		

お振込明細またはご案内

三井住友銀行
西新井支店
普通 7145742
カ) ライトウィーブ様
アサノメヨシヒデ様

お受取人
電話番号 []
取扱番号 400030

印紙税申告納
済
印紙税承認済

使途
『あさのめ新聞 77号』を
浦和区内に配布し、
有権者などに県政報告
をする目的の委託。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

御請求書

令和5年2月28日

あさのめ事務所 御中

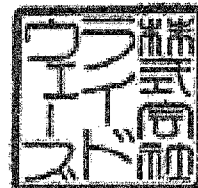
平素は格別のご高配に賜り、誠にありがとうございます。御座います。
下記の通りご請求申し上げます。

合計金額 **¥19,800円** (消費税込)

株式会社 ライドウェーブ

ご請求期間 令和5年2月1日～令和5年2月28日迄

お支払い期日 令和5年3月31日迄



※恐れ入りますが、お振込み手数料は御社でご負担いただけますよう、お願い申し上げます。

(単位:円)

期日	摘要	数量	単価	金額	担当営業所	備考
2/17～2/19	チラシ配布代金	4,000部	4.5円	18,000円	川口営業所	
小計				18,000円		
消費税				1,800円		
合計金額				19,800円		

※お手数ですが、お支払いは下記口座へご入金願います。

振込口座 三井住友銀行 西新井支店(普) 7145742 株式会社 ライドウェーブ

ポスティングサービス
株式会社 ライドウェーブ

足立営業所 (本社)	東京都足立区西新井4-26-37	TEL 03-3857-8040	FAX 03-3857-8049
川口営業所	埼玉県川口市北園町18-10	TEL 048-261-3561	FAX 048-261-3562
江戸川営業所	東京都江戸川区興宮町15-1	TEL 03-5879-5971	FAX 03-5879-5972
大宮営業所	埼玉県さいたま市北区本郷町40-3	TEL 048-788-3013	FAX 048-788-3014

整理番号 32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
⑥:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年3月13日	支出額	33,110 33,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	針ヶ谷自治会館県政報告 スライド投影費 スライド資料作成費
----	----------------------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

支払人 浅野目義英
 支払先 映像制作会社 彩丸
 秋山 好律 33000円
 手数料 110円

ただし
 針ヶ谷自治会館県政報告
 スライド投影費、スライド資料作成費

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
33508	05-03-13	14:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥33,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証	

お振込明細またはご案内
 お取引人
 埼玉りそな銀行
 岩槻支店
 普通 4678052
 アキヤマ ヨツナリ様
 登録番号 0009
 アサノメ ヨツヒテ様

お依頼人
 電話番号
 取扱番号 130001

印紙税申告納
 付済補和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求書

あさのめ事務所 御中

件名: 針ヶ谷自治会館_県政報告会
下記のとおりご請求申し上げます。

映像制作会社 彩丸
秋山 好律



ご請求金額 ￥33,000

〒339-0058
埼玉県さいたま市岩槻区本丸2-17-17

お支払期限: 2023年03月31日

TEL:090-7192-5058
saimaru.blog@gmail.com

品目	数量	単価	金額
針ヶ谷自治会館県政報告会_スライド投影費として	1	15,000	15,000
県政報告会_スライド資料作成費として	1	15,000	15,000
	小計		30,000
	消費税(10%)		3,000
	合計		33,000

振込先

PayPay銀行 はやぶさ支店
普通 4888273
アキヤマ ヨシノリ

埼玉りそな銀行 岩槻支店
普通 4678052
アキヤマ ヨシノリ

領収書

あさのめ事務所 御中

合計金額	¥ 33,000
------	----------

但
上記正に領収いたしました

小計	30,000
消費税(10%)	3,000

映像制作会社 彩丸
秋山 好律

〒339-0058
埼玉県さいたま市岩槻区本丸2-17-17

TEL:090-7192-5058
saimaru.blog@gmail.com



整理番号 48

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤ 広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5年3月22日	支出額	88,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	<p>県政報告会 動画撮影費用 (3/11)</p>
-----	--------------------------------

領収書等貼付欄	<p>龍志会 浅野目義英</p> <p>県政報告会</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>動画撮影</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td>アフレコ編集</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>YouTube作業</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">80,000</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">88,000</td> </tr> </table>	動画撮影	40,000	アフレコ編集	30,000	YouTube作業	10,000	計	80,000	消費税	8,000	合計	88,000
動画撮影	40,000												
アフレコ編集	30,000												
YouTube作業	10,000												
計	80,000												
消費税	8,000												
合計	88,000												

使途、おたのめが果たにせぬ県政報告を定期的に開催している。その際、来訪支援者にわかりやすく動画で解説している。
その金2を YouTube で放映のため、編集費(アフレコ)と支払った。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求書

あさのめ事務所 御中

件名: 第22回あさのめ県政報告会撮影費・編集費
下記のとおりご請求申し上げます。

映像制作会社 彩丸
秋山 好律

〒339-0058
埼玉県さいたま市岩槻区本丸2-17-17



ご請求金額 ￥88,000

お支払期限: 2023年04月30日

TEL:090-7192-5058
saimaru.blog@gmail.com

品目	数量	単価	金額
県政報告会_動画撮影費用とし	1	40,000	40,000
県政報告会_テロップ入れ編集費用として	1	30,000	30,000
県政報告会_YouTubeアップその他作業について	1	10,000	10,000
	小計		80,000
	消費税 (10%)		8,000
	合計		88,000

振込先

PayPay銀行 はやぶさ支店
普通 4888273
アキヤマ ヨシノリ

埼玉りそな銀行 岩槻支店
普通 4678052
アキヤマ ヨシノリ

領収書

あさのめ事務所 御中

合計金額	¥ 88,000
------	----------

但
上記正に領収いたしました



小計	80,000
消費税(10%)	8,000

映像制作会社 彩丸
秋山 好律

〒339-0058
埼玉県さいたま市岩槻区本丸2-17-17

TEL:090-7192-5058
saimaru.blog@gmail.com



整理番号 53

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月24日	支出額	470,910 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	会議室使用料 (県政報告会)
-----	----------------

龍志会 浅野目義英

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰ってください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
25805	05-03-24	09:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥470,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
お振込明細またはご案内		
埼玉りそな銀行		
さいたま営業部		
普通 3701413		
カウラロイアルパ・イッス様		
アサノ ヨツヒア様		
電話番号		印紙税申告納付済
取扱番号	240002	税務署承認済

使用料 470,800
振込手数料 110
合計 470,910

3/11 県政報告会使用のため
広報費を充当

領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求書

請求日: 2023/3/20
Invoice No.: 23030000139

〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和2-3-2

あさのめ事務所
浅野目 義英 様

株式会社浦和ロイヤルパインズ
ロイヤルパインズホテル浦和
〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-3-1
Tel:048-827-1111 / Fax:048-827-1115



下記の通りご請求申し上げます。【支払期限:4月28日迄】

合計金額	¥470,800-
------	-----------

摘要	金額
会議室御使用料他	470,800
【合計】	470,800

金融機関名:三井住友銀行 支店名:浦和支店 口座番号:1380783 口座種別:普通預金
 武蔵野銀行 浦和支店 口座:161942(普通) / 埼玉りそな銀行 さいたま営業部 口座:3701413(普通)
 口座名義:カ)ウラワロイヤルパインズ ※名義は共通となります
 恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担くださいますよう、お願い申し上げます。

ご宴会明細書



ROYAL PINES HOTEL

URAWA

あさのめ事務所 御中

ご利用日 2023年03月11日
Date

ご利用人数: 180名
主会場名: ロイヤルクラウンBC

項目 Item	単価 Unit Price	数量 Qty	金額 Amount	備考 Remarks
会議室料15:00~16:30	S C	1	396,000	
			-198,000	特別割引(50.00%)
小計			198,000	
カービズ料	C		19,800	
音響照明料(有線マイク2本含む)	C	1	44,000	
ライン関係	C	1	16,500	
プロジェクター	C	1	165,000	
常設スクリーン	C	1	55,000	
			-27,500	特別割引(50.00%)
ステージ	C	1	44,000	
			-44,000	特別割引(100.00%)
小計			253,000	
ご利用金額合計			470,800	カービズ料合計(18,000) 消費税合計(42,800) 割引合計(-269,500)

※印がついている商品は軽減税率対象となります。

ご請求金額 Total Amount 470,800 円

発行日 Issue 2023/03/16 12:51

担当者 Clerk

BH 00012534-001-001

整理番号 58

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	23年3月27日	支出額	1210 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	郵送代 (文庫の印刷全額)
----	---------------

<p>領収書等貼付材</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領収書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <hr/> <p>〔証紙切手引受〕 第一種定形外(規格内) 146.0g @210 1通 ¥210</p> <p>-----</p> <p>特殊取扱 (内訳) 速達 ¥260</p> <p>-----</p> <p>小計 ¥470</p> <hr/> <p>第一種定形外(規格内) 273.5g @390 1通 ¥390</p> <p>-----</p> <p>特殊取扱 (内訳) 速達 ¥350</p> <p>-----</p> <p>小計 ¥740</p> <hr/> <p>郵便物引受合計通数 2通 課税計(10%) ¥1,210 (内消費税等 ¥110) 非課税計 ¥0</p> <hr/> <p>※ 領収書等には、①年か分かるような記載(白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、種別を記載すること。</p>	<p style="text-align: right;">龍志会 浅野目義英</p> <p style="text-align: center;">(1冊)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">②210 × 1 = 210</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">210</td> </tr> <tr> <td>速達 260</td> <td style="text-align: right;">260</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>(2冊)</td> <td style="text-align: right;">470</td> </tr> <tr> <td>②390 × 1</td> <td style="text-align: right;">390</td> </tr> <tr> <td>速達 350</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">740</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1210</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 領収書等には、①年か分かるような記載(白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、種別を記載すること。</p> </div>	②210 × 1 = 210	210	速達 260	260			(2冊)	470	②390 × 1	390	速達 350	350				740	合計	1210
②210 × 1 = 210	210																		
速達 260	260																		
(2冊)	470																		
②390 × 1	390																		
速達 350	350																		
	740																		
合計	1210																		

※ 領収書等には、①年か分かるような記載(白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、種別を記載すること。

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2023年 3月27日 9:19
 発行No. 230327A4425 端N17箱01
 連絡先: 北浦和二郵便局
 TEL: 048-832-0988

〇〇代として」など何に支出された
 いること(一部記載がない場合は、余

整理番号 70

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 ⑤:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年3月31日	支出額	55,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	あまのめ事務所ホームページ管理・保守業務(3月分)
----	---------------------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英
支年月日 令和5年3月31日

便金。
県政報告を充実させる
ため、ホームページの
管理・保守を更新などの
業務を契約している。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

御請求書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

御中

下記の通りご請求申し上げます

No.8

2023年3月31日

〒 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
TEL : [REDACTED]
MAIL: [REDACTED]

ご請求金額

¥ 55,000

商品名	数量	単価	金額
ホームページの管理・保守	1	55,000	55,000

お振込先

[REDACTED]
[REDACTED]

備考

[REDACTED]

振込受付書

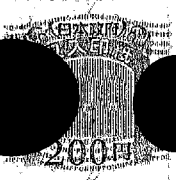
作成日時 2023年04月10日 15:02

以下の内容で受付いたしました。

出金口座	[REDACTED]
	普通 [REDACTED]
依頼人名	アサノメジムショ
振込先	[REDACTED]
	[REDACTED]
振込実施日	2023年03月31日
振込金額	55,000 円
振込手数料	0 円
合計出金金額	55,000 円

受付日時	2023年03月27日 15:38
ステータス	振込完了

※振込内容の入力相違があると、振込先金融機関での入金遅延もしくは入金できずに資金が返却される場合があります。
 ※領収書ではありませんのでご注意ください。



業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所 浅野目 義英（以下「甲」という）と、受託者 ■■■■■（以下「乙」という）とは、甲が乙に対し、甲のホームページの管理・保守業務を委託することに合意し、本業務委託契約を締結する。

契約事項	契約の種類	ホームページの管理・保守業務委託契約
	業務の範囲	1. ホームページの管理・保守に関する業務 (1) ホームページの作成・更新等に関する相談・助言 (2) ホームページへの甲の意見の反映 (3) ホームページの作成・更新・管理・保守 (4) その他、ホームページの管理に付随する業務全般
	契約の期間	令和4年8月1日～令和5年3月31日
	報酬額及び支払方法	月額55,000円 銀行振込 ※当月月末までに乙指定の口座に振り込むものとする。
	その他の事項	甲から乙への連絡は、原則として甲自身又は甲の担当者より行うものとし、乙は甲から連絡のない他者からの問い合わせは受け付けません。その他の問い合わせについても、乙は甲の確認が取れてから対応します。

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を標記表(契約事項)のとおりとして、甲より乙に業務を委託し、乙はこれを受託します。

第2章 契約期間

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記表(契約事項)のとおりとします。

(契約の変更)

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容の変更を申し出ることができます。

(契約の更新)

第4条 契約終了日の1カ月前までに甲、乙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、この契約は1年間更新されたものとし、その後も同様とします。
甲、乙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合も、原則として変更予定月の1カ月前に行うものとします。

(契約の解除)

第5条 甲、乙双方は、以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為をしたとき
- (2) 本契約に違反したとき
- (3) 正当な理由なく委託業務が行われないうとき
- (4) 連絡がとれない、必要な資料が提出されない等の理由で、業務が著しく滞るとき
- (5) 甲または乙の信用を傷つけたとき、又は不利益をもたらしたとき
- (6) 支払いが停止したとき、又は手形交換所の不渡処分があったとき
- (7) 差押え、競売、強制執行等公権力の処分を受けたとき
- (8) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがなされ、認められたとき
- (9) 信頼関係を築けないとき、または信頼関係に大きな不安が生じたとき

第3章 報酬額・業務委託料

(業務委託料・報酬額)

第6条 業務委託料・報酬額は、標記表(契約事項)記載のとおりとします。ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議の上、業務委託料・報酬額を変更できます。

(途中解約の場合の報酬)

第7条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求するものとします。また、解約予告期間が1カ月に満たない場合は、甲は当該不足期間分の支払いを要します。なお、乙が契約時に受領した着手料等は返還しません。

(費用負担)

第8条 委託業務遂行に必要な費用は、原則として乙の負担とします。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とします。

(出張旅費及び日当)

第9条 業務に伴い遠方への出張や宿泊を要する場合には、協議の上、第6条の報酬の他に、別途費用等が発生することがあります。

(支払方法)

第10条 原則として、乙は毎月20日までに当月分の請求書を送付しますので、甲はその請求額をその月の末日までに乙の指定する口座に振り込むものとし、その際の振込手数料は甲の負担とします。振り込みが確認させた後、乙は甲に対し、領収書を発行します。

なお、期日までに振り込まれない場合は、乙は振込みが確認できるまで、その後の業務を行いません。

第4章 資料の提示及び瑕疵責任

(資料の提示・瑕疵責任)

第11条 乙が業務処理に必要とする情報、データ、資料等は、甲の責任と費用負担において甲が提示(提供)するものとします。ただし、これらの資料の不備に起因して生じた委託業務の瑕疵については、甲の責任とします。

(業務の庇護等)

第12条 業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙は誠意をもって解決に努めるものとします。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙に故意又は重大な過失があった場合、乙はその責任を免れません。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第13条 乙は、業務上入手した甲に関する情報に関し、本契約終了後も第三者(家族、知人を含む)に漏洩してはなりません。

(個人情報の保護)

第14条 乙が業務の遂行に際して甲関係者の個人情報を取り扱う場合、乙は個人情報を機密として保持し、第三者に開示・遺漏したり、委託業務以外の目的で利用したりできません。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の合理的措置を講じます。

- (1) 甲及びその関係者の個人情報を上記「契約事項」に記載した業務以外に使用しない。
- (2) 前号に規定した利用目的に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わない。
- (3) 甲及びその関係者の個人情報について、第三者に洩らさないよう情報管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、本人に対し一定の保有情報を開示する。
- (5) 乙は受託した業務の第三者への再委託は行わない。ただし、その必要性が生じたときで、甲と協議の上承認を得た場合は、この限りではない。この場合、本条はその再委託先にも適用する。
- (6) 甲は、個人情報保護法第22条における、甲が行う乙に対する必要かつ適切な監督を行うことがある。

(成果物の現状変更及び譲渡禁止)

第15条 甲は、乙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物(最終成果物だけでなく、途中で作成された一切のものを含む)を変更し、又は第三者に譲渡してはなりません。

(成果物の権利の帰属)

第16条 無体財産権（著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第23条、第26条の3を除く）の権利は乙に帰属します。

第6章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはなりません。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではありません。

(協議解決)

第18条 この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

(その他)

第19条 本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

以上

令和 4年 8月 1日

(甲) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番2号
事業所名 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表者 代表 埼玉県議会議員 浅野目 義英

(乙) 所在地 [REDACTED]
事務所名 [REDACTED]